

地方独立行政法人長野市民病院中期目標（素案）

前 文

長野市民病院は、平成 7 年の開設以来、地域の医療機関等との機能分担や連携を行いながら、地域の中核病院として、生活習慣病の診療を中心とした急性期高度医療の提供や救急医療の充実に努めてきました。

しかし、人口減少、少子・超高齢社会の到来により、長野市民病院を取巻く医療需要や医療環境は、開設からの 20 年とこれからの 20 年では大きく変化していきます。

そのため、環境の変化に対応しながら、長野市民病院がこれまで提供してきた高度で良質・安全な医療をこれからも継続していくには、自律性、機動性、柔軟性及び効率性を発揮できる組織体制への変革が必要と考え、地方独立行政法人長野市民病院を設立することとしました。

地方独立行政法人移行後は、引き続き公立病院としての使命と責任を果たし、より一層、市民の健康の維持・増進及び市民の福祉の向上に資する長野市民のための病院となることを目指し、ここに中期目標を定めるものです。

第 1 中期目標の期間

平成28年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの 3 年間とする。

第 2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市民病院が担うべき医療

(1) 救急医療

急性期医療を担う地域の中核病院としての機能を維持しつつ、地域医療に貢献するため、365日24時間救急医療体制の維持・強化を図ること。

また、救急搬送の受け入れを円滑に行えるよう消防や医師会等の関係機関と連携を図るとともに、引き続き長野市民病院・医師会急病センターの運営に努めること。

(2) がん診療

地域がん診療連携拠点病院として、がん診療の水準維持・向上に努めるとともに、先進技術を活用した診療体制の強化や相談支援体制の充実に努めること。

(3) 高度で専門的な医療

地域の医療機関と連携、役割分担の上、手術部門の機能強化等により、急性期で、かつ、高度で専門的な医療を必要とする疾患に対応できる体制の整備に努めること。

(4) 高齢者等に配慮した医療

加齢に伴う身体的・精神的症状への対応や、回復期の症状への対応については、患者である高齢者等の状態・立場などに配慮しながら、地域の医療機関と連携、役割分担の上、必要とされる医療機能の充実に努めること。

(5) その他の政策的医療

人口減少、少子・高齢化対策や中山間地域対策など、これからの時代を見据えた市の政策的な医療提供体制の整備に協働して取り組むこと。

(6) 予防医療

疾病の予防や生活習慣病に対する早期発見・早期治療を推進するため、市の健康福祉部門と連携しながら、人間ドックをはじめとした健診事業を通じ、予防医療の充実に努めること。

(7) 災害時対応

市との連携のもと、災害発生時における備えとして、医療・救護体制を整備し、災害対策等に一定の役割を果たせるよう努めること。

2 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療

常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重して、インフォームド・コンセント（患者やその家族が医療内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、分かりやすい説明を行った上で同意を得ること。）を徹底すること。

また、セカンド・オピニオン（患者やその家族が治療法等の判断に当たり、主治医とは別の医師の意見を聴くこと。また、その意見のこと。）を提供する体制を強化すること。

(2) 快適性及び利便性の向上

患者や来院者に、より快適な環境を提供するため、プライバシー確保や利便性に配慮した院内環境の整備に取り組むこと。

また、外来診療の待ち時間、検査・手術待ちの改善等に取り組み、患者の利便性向上に努めること。

(3) 接遇の向上

患者や来院者に対する接遇の向上に取り組むこと。

(4) ボランティアの受入れ

地域のボランティアを受け入れ、地域と交流を深めるとともに、患者サービスの向上に努めること。

3 医療に関する調査及び研究

医療の発展に寄与するとともに、市民病院が担うべき医療の質の向上を図るため、医療に関する調査及び研究を推進すること。

4 医療提供体制整備

(1) 地域医療機関等との機能分担と連携強化

地域の中核病院として、地域医療機関との機能分担と連携を強化し、紹介患者の受け入れや患者に適した医療機関への逆紹介を進めることにより、地域医療支援病院としての役割を果たすこと。

また、地域医療機関や介護サービス事業所等と連携しながら訪問看護を充実し、在宅医療推進のため、市の地域包括ケアシステムの構築に協力すること。

(2) 医療スタッフの確保

提供する医療水準の維持・向上のため、医師・看護師及び医療技術職員の安定的な確保に努めること。

(3) 臨床研修体制

初期・後期臨床研修機能をはじめ、特に中堅医師の高度専門臨床や研究のできる体制を整備すること。

(4) 職員研修

全職員への教育及びキャリアアップを支援するとともに、その効果が各職員や組織内に定着し、活かされる仕組みを整備すること。

5 信頼性の確保

(1) 医療安全対策

インシデント（医療の全過程において患者に被害を及ぼすことはなかったが注意を喚起すべき事例）やアクシデント（医療の全過程において患者に傷害を及ぼした事例）などの医療安全について管理を行う部門の機能を強化するとともに、医療事故や院内感染の発生・再発防止の取組を行い、安全安心な医療の提供に努めること。

(2) コンプライアンス（法令・行動規範の遵守）の徹底

医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、行動規範を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。

また、個人情報保護や情報公開等に関して、適切に対応すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営体制の確立

(1) PDCAサイクル（目標による管理と評価の仕組み）の確実な実践

地方独立行政法人として自律性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行えるような業務運営体制を構築すること。

また、職員の意識改革を促進し、継続的に業務改善へ取り組むことができる仕組みを整備するほか、医療機関としての機能を、専門的かつ学術的に第三者の観点から評価する病院機能評価等の外部評価を活用することにより、常に業務改善に取り組み、医療機能の充実・向上を図ること。

(2) 企画力・実行力の強化

事務部門の拡充などにより、目標達成のための企画力・実行力を強化するとともに、経営効率の高い業務執行体制を構築すること。

また、病院経営を行う上で必要となる医療経営、医療事務に係る専門知識を有する人材の確保や育成に努めること。

2 働きやすい職場環境づくり

(1) 働きやすい職場環境の整備

職員のワークライフバランスや職場の安全確保、コミュニケーションの円滑化などを通じて職場環境の改善を図り、働きやすい環境づくりに努めること。

(2) 職員満足度の向上

職員の意見が反映される仕組みを構築するなど、病院で働く職員のやりがいと満足度の向上に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立

地方独立行政法人化により、今まで以上に経済性を発揮した経営が可能となることから、自立した経営基盤の確立に努めること。

また、市が地方独立行政法人に負担する運営費負担金は、地方独立行政法人法が規定する財源措置の特例であることを踏まえ、更なる経営の健全化を図ること。

2 収益の確保と費用の節減

診療報酬改定等の制度改正への迅速な対応などにより、確実に収益を確保するとともに、診療報酬請求漏れや査定減の防止、未収金の管理と回収に努めること。

また、後発医薬品の採用促進のほか、事業運営に係るあらゆる支出を点検し、費用の節減及び合理化に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設整備等に関する事項

施設・設備等の更新及び維持管理については、地域における医療資源等を的確に把握した上で、効率的な整備計画を策定し実施すること。

特に、医療機器の整備は、費用対効果、地域の医療機関との連携、医療需要及び医療技術の進展などから総合的に判断し、適切に実施すること。